

登録及び更新の要件

下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条に定める登録の要件を満たしている者であること。

なお、登録の有効期間は5年で、以後、登録の更新を受けることができます。

【登録要件】

- 1 登録する営業所毎に専任の下水道処理施設管理技士を置く者であること
- 2 財産的基礎又は金銭的信用を有している者
(法人の場合)
資本金の額が500万円以上で、かつ自己資本の額が1,000万円以上

(個人の場合)
自己資本の額が1,000万円以上